## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

#### 1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間のうち約34年8カ月、鉄工所や、造船所構内で船舶製造修理を行う構内下請け事業場等において溶接取付工として粉じん作業に従事していた。

これらの作業の一部で石綿を含有する製品の切断・加工作業や、石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業の周辺等において間接的な石綿のばく露を受ける作業にも従事していた。

請求人は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで肺炎により〇病院に入院し、その後の通院中に左胸部から左背部痛が出現し、各所の医療機関を受診後、平成〇年〇月〇日再度〇病院に入院しその時の検査で、肺がん(腺癌)と診断を受け、現在まで通院により肺がんの治療を続けている。

なお請求人は平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分1、PRO、療養否の決定を受けている。

請求人は、肺がんは業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。) に当該疾病にかかる療養補償給付と休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上疾病とは認 められないとして、いずれの請求に対しても支給しない旨の処分を行った。

請求人はこの処分を不服として審査請求に及んだものである。

#### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている.

監督署が石綿に関する疾病について業務上疾病に該当しないとしたが、業務上疾病だと思うので、 不支給処分は誤りである。

休業中肺炎と診断され、左肺部胸水、悪性腫瘍、原発性肺がんで治療中である。職業が原因、石綿の粉じんが原因としか思えない。主治医の先生に胸膜肥厚と診断され、労災を申請するように言われた。

## 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている.

じん肺の程度について地方じん肺診査医は、管理区分1、X線写真の像PRO/1、第0型と判断している。 石綿肺及び合併症について、主治医は職歴で石綿の吸入があるため関連がある可能性があり、原発 性肺がんは病理組織検査等により確定、全身CTにより転移を否定、原発性と判断し、びまん性胸膜肥 厚は明らかではないとしている。

地方じん肺診査医は、胸部X線写真の像からは石綿肺の所見は見当たらず石綿肺0型であること、原発性肺がんであること、胸部X線及び胸部CT写真からは胸膜プラークは認められないこと、石綿小体又は石綿繊維については、病理組織検査からは所見がなかったこと等から認定基準を満たしていないとしている。

以上のことからじん肺の程度は管理区分1、X線写真の像PRO/1、第0型と判断されるため、業務上疾病には該当しない。また、石綿肺及び合併症については、石綿肺0型であり認定基準を満たしていないことから業務上疾病には該当しない。

よって、本件疾病は、じん肺、石綿肺及び合併症とは認められず、休業補償給付についても療養の ための休業とは認められない。

# 4 審査官の判断

- (1) 請求人は粉じんばく露作業に通算約 33 年 11 カ月、石綿の間接的なばく露を受ける作業に通算 10 年 4 カ月従事していたものと認められる。
- (2) 請求人は、じん肺の管理区分の申請を 3 回しており、いずれも管理 1、PRO、療養否との決定を受けている。じん肺診査医は、請求人のじん肺の程度について、「X 線の像が、PRO/1 で第 0 型、管理区分は管理 1」、鑑定医も「PRO/1 相当」との意見である。よって、じん肺による療養の必要性は認められない。
- (3) 〇病院医師は、政権細胞診断で、「原発性肺がん」との意見であり、じん肺診査医も「原発性肺

がんと判断される。」との意見であり、請求人は原発性肺がんに罹患しているものと認められる。

(4) ○病院医師は石綿肺の所見について「無」との所見であり、「腫瘤や胸水のため評価困難。画像上ははっきりしない。」と意見を述べている。

じん肺診査医は、「石綿肺第0型」との判断であり、「石綿肺に特徴的な不整形陰影は認められなかった。」との意見である。

鑑定医は、「肺がんの影響ない、右肺には不整形陰影は認められず、胸膜の肥厚、石灰化等石綿ばく露による所見は見られない。」との意見を述べている。以上のとおり、じん肺法に定める第 1型以上の石綿肺の所見は認められない。

(5) ○病院医師は胸膜プラークについて「腫瘤、胸水のため評価困難だが胸膜肥厚はある」、「胸膜プラークか胸水膜プラーク以外の肥厚かは画像上からは分からない。」との意見である。石綿小体及び石綿繊維については「未検査」との意見である。

じん肺診査医は、「軽度の胸膜肥厚は認められるものの、胸膜プラークは認められない」、「医証からは、石綿小体又は石綿繊維を認める所見記載はなかった。」との意見である。

鑑定医は、「石灰化を伴った胸膜肥厚も見られない。」とし、「石綿ばく露による所見は見られない。」との意見である。胸膜の肥厚については、「肺がんに伴うもので、石綿によるびまん性胸膜肥厚とは考えられない。」と所見している。また、石綿繊維について「検出されたという報告はない。」との意見である。

したがって、請求人には、石綿にかかる所見は認められない。

(6) 以上より、請求人の罹患した肺がん(腺癌)が、溶接等の業務による粉じんばく露作業や、石綿 のばく露を受ける作業により発病したとの因果関係は認められず、業務上疾病には該当しないと判 断する。

よって、監督署長が行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。